



より計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる税額に区分してそれぞれ税額に当該各号に定める割合(期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その割合から百分の五の割合を減じた割合。以下この項において同じ)を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる税額に区分してそれぞれ税額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

- 一 五十万円以下の部分に相当する税額 百分の十五の割合
- 二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する税額 百分の二十の割合
- 三 三百万円を超える部分に相当する税額 百分の三十の割合

第六十八條第二項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第四項を次のように改める。  
 4 前三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項又は前項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当するときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 一 前三項に規定する税額の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは決定又は納税の告知(第三十六條第一項(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知をいう。以下この号において同じ)若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがある場合
- 二 その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税(課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した当該国税)の属する税目について、特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合

第七十條第四項中「第六十六條第七項」を「第六十六條第八項」に改める。  
 (国税徴収法の一部改正)

**第九條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。**

第百四十一條の見出しを「(徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条中「、又はその」を「、その他」に、「その他」を「その他」に、「及び第百八十八條第二号」を「事業者等への協力要請」及び第百八十八條第三号(罰則)に、「を検査する」を「その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三号中「あり、を」あつた、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者」に改める。  
 第百四十一條の次に次の一条を加える。  
 (提出物件の留置き)

第百四十一條の二 徴収職員は、滞納処分に関する調査については必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。  
 第百四十六條の二の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)(又は官公署)」に改める。

第百四十七條の見出し中「呈示等」を「提示等」に改め、同条第一項中「又は検索をするときは」を「提示若しくは提出の要求若しくは検索をする場合又は前条の職務を執行する場合には」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第二項中「検査」の下に「提示若しくは提出の要求、物件の留置き」を加える。  
 第百五十二條第四項中「質問及び検査」を「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権」に改める。

第百八十七條第一項中「、国」を「、若しくは国」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変し、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費若しくは租税条約等の相手国等に対する共同対象国税の徴収の共助の要請による徴収に関する費用を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第百八十八條中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「質問及び検査」を「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権」に、「した者」を「したとき」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき」に改め、同条に次の一号を加える。  
 三 第百四十一條の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出したとき。

**第十條 租税特別措置法の一部改正**

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六條の六」を「第八十六條の七」に改める。  
 第二條第二項第一号の四を同項第一号の五とし、同項第一号の三を同項第一号の四とし、同項第一号の二の次に次の一号を加える。  
 一の三 公共法人 法人税法第二條第五号に規定する公共法人をいう。  
 第四條の二第一項及び第四條の三第一項中「第百九十四條第七項」を「第百九十四條第八項」に改める。

第八條の四第三項第三号中「第七十一條」の下に「及び七十二條」を加える。  
 第八條の五第一項中「第三十七條の十三の第二項」を「第三十七條の十三の第三項」に改める。

第九條の八中「第三十七條の十四第三十一項及び第三十二項」を「第三十七條の十四第三十四項及び第三十五項」に改め、同条第三号及び第四号中「から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間」を「以後」に改める。  
 第十條第一項第一号中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第二項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、同項第一号イ中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同条ロ中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の一」に改め、同条第三項中「提出する個人の」の下に「令和六年から令和八年までの各年分のうち」を加え、当該各号に定める金額(当該各号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、当該各号に定める金額の合計額)を、「当該調整前事業所得税額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める割合(第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、第一号に定める割合と第三号に定める割合とのうちいずれが高い割合)を乗じて計算した金額」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 増減試験研究費割合が百分の四を超える年分(開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。) 当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)
- 二 増減試験研究費割合が零である年分及び比次号に掲げる年分を除く。 零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)

開業年の年分、比較試験研究費の額が零である年分及び比次号に掲げる年分を除く。 零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)

三 試験研究費割合が百分の十を超える年分 当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)

第十條第五項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同條第六項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、「(第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。)」を削り、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第三号を削り、同條第八項第一号口中「第五号の二」を「第八号」に改め、同項第五号の二及び第五号の三を削り、同項第七号中「関する試験研究」の下に「高度専門知識等(専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう)を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究」を加え、同項第八号中「の売上金額」の下に「棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。」を加え、同條第九項中「前項」を「前項第三号」に改め、同條第十一項中「並びに令和元年分の売上金額及び試験研究費の額」を削る。

第十條の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「又は第二号」を「から第三号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「船舶」の下に「輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「機械及び装置並びに」及び「工具については」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 機械及び装置(その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)

第十條の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。  
第十條の五の三第一項中「(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第十條の五の六第一項中「第二十一條の二十八第二項」を「第二十一條の二十八」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報技術事業適応(以下この条を「情報技術事業適応(以下第八項まで)」に改め、同條第十四項を同條第十五項とし、同條第十三項を同條第十四項とし、同條第十二項を同條第十三項とし、同條第十一項の次に次の一項を加える。

一 第一項及び第七項の規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。  
二 一の認定の申請がされた同法第二十一條の十六第二項に規定する認定事業適応計画(同日以後に同條第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。)に従つて実施される同法第二十一條の二十八に規定する情報技術事業適応(次号において「旧情報技術事業適応」という。)の用に供する第一項及び第七項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの  
三 第三項及び第八項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアの利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産  
第十條の六第六項中「前條第十二項」を「前條第十三項」に改める。  
第十條の六第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 その個人の海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第三十九條の五に規定する認定外船舶確保等計画(以下この号及び次号において「認定外船舶確保等計画」という。)に記載された同法第三十九條の二第二項第二号に規定する特定外航船舶(以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。)のうち当該認定外船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作さ

れた本邦対外船舶運航事業用船舶(同法第三十九條第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五條第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。)であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶(本邦と外国の間又は外国と外国との間を往來する船舶をいう。以下この項において同じ。) 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ その個人の海上運送法第三十九條の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶(同法第三十九條の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。)の導入に関するものに限る。)に記載された先進船舶(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。) 百分の三十(日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。)に該当するものについては、百分の三十二)

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十七(日本船舶に該当するものについては、百分の二十九)

二 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶(前号に掲げる船舶を除く。) 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ 特定先進船舶 百分の二十八(日本船舶に該当するものについては、百分の三十)

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十五(日本船舶に該当するものについては、百分の二十七)

第十一條第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる船舶以外の外航船舶 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ 特定先進船舶 百分の十八(日本船舶に該当するものについては、百分の二十)

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の十五(日本船舶に該当するものについては、百分の十七)

第十一條の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二十(令和五年四月一日)を「百分の十八(令和七年四月一日)に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。  
第十二條第四項中「から令和五年三月三十一日まで(次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで)」を「(次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日) から令和七年三月三十一日(同欄に掲げる地区及び同表の第四号の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日)まで」に改め、同項の表の第二号の上欄中「定める地区」の下に「(前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第三号の上欄中「推進される」を「促進される」に改め、「定める地区」の下に「第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第四号の上欄中「地区」の下に「第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改める。

第十二條の二第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。





域の区分」を「当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該判定」に、

第五項に規定する事業の用

を

前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をせず、又は同条第四項	第三十七条の五第一項の表に掲げる資産の取得をせず、又は同条第四項	同項の事業の用	第三十七条の五第一項の表に掲げる資産の取得をせず、又は同条第四項
同項の事業の用	同項の事業の用	同項の事業の用	同項の事業の用

各号の下欄には同条第二項用若しくは居

に改め、同表第三十七条の二第四項の項中「第三十七条の五第二項」を「第三十

七条の五第三項」に改め、同表第三十七条の三第三項の項中「第三十七条の三第三項」を「第三十

七条の三第四項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
 2 前項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、取得指定期間（当該譲渡をした日の属する年の翌年の一月一日から同年の十二月三十一日までの期間（政令で定めるやむを得ない事情があるため、同日までに同項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けたときは、当該譲渡をした日までの期間）をいう。）内に同表の各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該個人の同項に規定する事業の用又は居住の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

第三十七条の十第六項第五号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。  
 第三十七条の十一の二第二項中「第三十七条の十三の二」を「第三十七条の十三の三」に改める。  
 第三十七条の十一の五第一項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第三十七条の十二第七項中「中」第七十一条の下に「及び第七十二条」を加える。  
 第三十七条の十二の二第二項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同条第九項中「次項第二号」を「同号」に改める。

第三十七条の十三第一項中「この条及び次条において「特定中小会社」を「この項及び第三十七条の十三の三第一項において「特定中小会社」に、「この条及び次条において「特定株式」を「この項及び同条において「特定株式」に、「この条及び次条において同じ。」に、「同条までにおいて同じ。」に、「この条及び次条において同じ。」を「第三十七条の十三の三までにおいて同じ。」に、「除く。次条において同じ」を「除く」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「満たない場合」の下に「並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社（同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となつた株主のうち同号に規定する同族会社でない法人又は所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等がある場合には、当該法人又は人格のない社団等をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても法人税法第二条第十号に規定する同族会社となるものに限る。）に該当する場合」を加え、同条を第三十七条の十三の四とする。

第三十七条の十三の二第二項中「非居住者」の下に「第三十七条の十三第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該特定株式が前条第一項に規定する設立特定株式に該当する場合に、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者を含む。）に該当するものに限る。以下この条において同じ。」を加え、同条第四項中「金額」の下に「第三十七条の十三第一項又はは」を加え、同条第六項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同条第七項中「前条第一項の規定の」を「第三十七条の十三第一項又は前条第一項の規定の」に、「前条第一項の規定又は」を「第三十七条の十三第一項若しくは前条第一項の規定又は」に改め、同条第九項及び第十項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に、「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条を第三十七条の十三の三とする。

第三十七条の十三の次に次の一条を加える。

第三十七条の十三の二 令和五年四月一日以後に、その設立の日の属する年十二月三十一日において中小企業等経営強化法第六条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の日以後の期間が一年未満の株式会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものによりその設立の際に発行される株式（以下この項において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該株式会社が発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）が、当該設立特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした設立特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象設立特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。第三項において同じ。及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。第三項において同じ。）の合計額（以下この項において「適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」という。）が当該取得に要した金額の合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額に相当する金額）を控除する。

2 前項の規定の適用を受けた控除対象設立特定株式及び当該控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、前条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象設立特定株式の取得に要した金額、適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額、適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 その年において第一項の規定の適用を受けた金額が二十億円を超える場合における控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四第一項第三号及び第四号中「から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間」を「以後」に改め、同条第四項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項第一号中「第四号及び第六号」を「及び第四号」に改め、若しくは特定非課税管理勘定及び、特定非課税管理勘定から当該特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座に係る他の年分の特定非課税管理勘定への移管」を削り、同条第五項第一号中「第二十八項から第三十項まで」を「第三十一項から第三十三項まで」に改め、同条口中「令和二十四年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条八中「から令和十年十二月三十一日まで」を「以後」に改め、同項第二



第四十条の四第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係会社（特定外国関係会社）」を「部分対象外国関係会社（当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。））」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社

第四十条の四第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項各号に掲げる居住者は、財務省令で定めるところにより、その者に係る添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第四十条の七第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係法人（特定外国関係法人）」を「部分対象外国関係法人（当該部分対象外国関係法人のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係法人」という。））」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係法人

第四十条の七第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 特殊関係株主等である居住者は、財務省令で定めるところにより、当該居住者に係る添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第四十一条の五第五項第二号中「の規定の」とあるのは「又は第七十一条」とあるのは「若しくは第七十一条」に、「の規定の」とするを「とする」に改め、同項第三号中「規定の」を「規定の適用を」に改める。

第四十一条の五の二第二項第二号中「の規定の」とあるのは「又は第七十一条」とあるのは「若しくは第七十一条」に、「の規定の」とするを「とする」に改め、同項第三号中「規定の」を「規定の適用を」に改める。

第四十一条の九の次に次の一条を加える。

（非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税）

第四十一条の九の二 令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日までの間において非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。）につき生ずる特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第三十九条の免許に係る同法第二十条第十項第一号に規定するカジノ行為（同法第二十条第七項に規定するカジノ行為をいう。第二号において同じ。）に伴い顧客に対して支払われる金銭として財務省令で定めるものをいう。）に係る一時所得については、所得税を課さない。

- 一 特定複合観光施設区域整備法第六十九条各号に掲げる者
- 二 特定複合観光施設区域整備法第七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならないこととされている者
- 三 特定複合観光施設区域整備法第七十六条第一項に規定する入場者
- 第四十一条の十四第一項第二号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改め、同条第二項第四号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。
- 第四十一条の十五第五項中「次項第二号」を「同号」に改める。

第四十一条の十五の二中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第四十一条の十八の二第二項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改める。

第四十一条の十九第一項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十三第一項」の下に「及び第三十七条の十三の二第一項」を加え、同条を第四十一条の十八の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定の基準所得金額の課税の特例）

第四十一条の十九 個人でその者のその年の基準所得金額が三億三千万円を超えるもの（第四項において「特例対象者」という。）については、当該を超える部分の金額の百分の二十二・五に相当する金額からその年の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課する。

一 第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した所得税法第二十二條（同法第六百六十五條第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（次号から第九号までに掲げる金額を除く。）

二 第八條の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第八條の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同項の規定の適用を受けるものに限る。）

三 第二十八條の四第一項に規定する土地の譲渡等に係る事業所得等の金額（同項の規定の適用を受けるものに限る。）

四 第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（特別控除に関する規定（第三十三條の四第一項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十五條の三第一項の規定その他政令で定める規定をいう。以下この号及び次号において同じ。）の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額）

五 第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額（特別控除に関する規定の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額）

六 第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額

七 第三十七條の十一の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

八 第三十七條の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額及び同条第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額

九 第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額

3 第一項に規定する基準所得税額とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（国税通則法第二十条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

一 非永住者（所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。次号において同じ。）以外の居住者 同法第七条第一項第一号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九十三條及び第九十五條の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所得税の額（第三条第一項の規定その他の政令で定める規定により計算した所得税の額を除く。次号において同じ。）

二 非永住者 所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三 非居住者 所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五條の五の三及び第六十五條の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（同法第六十九條及び第七十條の規定その他の政令で定める規定により計算した所得税の額を除く。）

4 特例対象者のうち第一項の規定により課する所得税の額がある者のその年の第八條の五第一項各号に掲げる利子等若しくは配当等又は第三十七條の十一の五第一項各号に掲げる金額については、第八條の五第一項及び第二項並びに第三十七條の十一の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。





口 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が零である事業年度及びハに掲げる事業年度を除く。）零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

ハ 試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

第四十二条の四第三項第三号を削り、同条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「第一号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。」を削り、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第二号を削り、同条第八項第三号イ(1)中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に改め、同項第八号イ(1)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号イ(1)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号ロ(1)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号ロ(2)及び(3)中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第九号イ中「(1)及び(2)に掲げる」を「次に掲げる」に、「(1)及び(2)に定める」を「次に定める」に改め、とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。」を削り、同号イ(2)を次のように改める。

- (2) 第三項第二号に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号に規定する各事業年度終了の日を終了する事業年度）のうち次に掲げる事業年度 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合 (i) 及び(ii)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、(i)に定める割合と(ii)に定める割合とのうちいずれか高い割合
- (i) 合算増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。） 当該合算増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）
- (ii) 合算増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに(ii)に掲げる事業年度を除く。） 零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合
- (iii) 合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 当該事業年度の特例割合（合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）をいう。ロ(2)において同じ。)

第四十二条の四第八項第九号イ(3)を削り、同号ロ中「(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)に定める割合とする。」を削り、同号ロ(1)中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同号ロ(3)を削り、同項第十号中「若しくは基準売上金額（第十九項第六号の二に規定する基準売上金額をいう。以下この号において同じ。）」及び「若しくは当初申告基準売上金額」を削り、「若しくは基準売上金額」とを「と」に改め、同条第十項中「又は第十九項第六号の二に規定する基準売上金額」及び「又は同号に規定する基準売上金額」を削り、同条第十一項第一号イ中「から(3)まで」を「又は(2)」に、「又は(2)」に、「又は同号イ(1)」を「又は同号イ(1)に改め、とし、同号イ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号イ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。」を削り、同号ロ中「から(3)まで」を「又は(2)」に改め、「同号ロ(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、同号ロ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。」を削り、同条第十九項第二号イ中「第四十二条の九第一項及び第二項」を「第四十二条の九」に改め、同項第四号を次のように改める。

- 四 設立事業年度 設立の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）を含む事業年度（合併法人の合併の日を含む事業年度その他の政令で定める事業年度を除く。）をいう。
  - イ 法人税法第二条第四号に規定する外国法人 恒久的施設を有することとなつた日
  - ロ 新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等 その開始した日
  - ハ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日
  - ニ 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日
- 第四十二条の四第十九項第六号の二及び第六号の三を削り、同項第十号中「関する試験研究」の下に、「高度専門知識等（専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。）を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究」を加え、同項第十三号を削り、同項第十四号中「の売上金額」の下に「(棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）」を加え、同号を削り、同号を同項第二号とし、同条第二十六項中「並びに基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額」を削る。

第四十二条の六第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「又は第一号」を「から第三号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「船舶」の下に「(輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「機械及び装置並びに」及び「工具については」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 機械及び装置（その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で定める要件に該当するものを除く。）

第四十二条の十一の二第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二第六項第一号を次のように改める。

一 適用年度 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度（設立（合併、分割又は現物出資による設立を除く。）の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）を含む事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）をいう。

イ 法人税法第二条第四号に規定する外国法人 恒久的施設を有することとなつた日

ロ 新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等 その開始した日

ハ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

二 公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第四十二条の十二の四第一項中「これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の五第三項第一号を次のように改める。  
一 設立事業年度 設立の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）を含む事業年度をいう。

イ 法人税法第二条第四号に規定する外国法人 恒久的施設を有することとなつた日

ロ 新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等 その開始した日

ハ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

二 公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第四十二条の七第一項中「第二十一条の二十八第二項」を「第二十一条の二十八」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報技術事業適応（以下この条）」を「情報技術事業適応（以下第五項まで）」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。  
一 第一項及び第四項の規定 令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の二十八に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作されたもの

二 第二項及び第五項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアの利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

第四十二条の十三第八項中「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

第四十三条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 その法人の海上運送法第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画（以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。）に記載された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶（以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。）のうち当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶（同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。）であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往來する船舶をいう。以下この項において同じ。） 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ その法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定め

る船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。） 百分の三十（日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）に該当するものについては、百分の三十二）

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十七（日本船舶に該当するものについては、百分の二十九）

二 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（前号に掲げる船舶を除く。） 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ 特定先進船舶 百分の二十八（日本船舶に該当するものについては、百分の三十）

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十五（日本船舶に該当するものについては、百分の二十七）

第四十三条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる船舶以外の外航船舶 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ 特定先進船舶 百分の十八（日本船舶に該当するものについては、百分の二十）

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

第四十三条の二を削り、第四十三条の三を第四十三条の二とする。

第四十四条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二十（令和五年四月一日）」を「百分の十八（令和七年四月一日）」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第四十四条の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十五条第三項中「から令和五年三月三十一日まで（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）」を「次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日、から令和七年三月三十一日（同欄に掲げる地区及び同表の第四号の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日）まで」に改め、同項の表の第二号の上欄中「定める地区」の下に「（前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第三号の上欄中「推進される」を「促進される」に改め、「定める地区」の下に「（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第四号の上欄中「地区」の下に「（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改める。

第四十五条の二第二項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「ときは」を「ときは」に改め、「変更後のもの」の下に「とし、その事業再編計画に係る同法第二条第五項に規定する事業再編が同項第一号の措置のうち良質かつ低廉な農業資材の供給又は同条第二項に規定する農産物流通等の合理化に特に資するものとして財務省令で定めるものを行うものである場合における当該事業再編計画に限る」を加え、「百分の四十」を「百分の三十五」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改める。

第四十七条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第二項及び第五十二条の三第二十六項中「第四十三条の三」を「第四十三条の二」に改める。

第五十七条の四を削る。

第五十七条の四の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「おいて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「昭和三十二年法律第六百六十六号」を加え、同条を第五十七条の四とする。

第五十九条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「日本船舶(同法第三十八条)を「日本船舶(同法第三十七条の二)に改め、同項第一号中「第三十九条の五第七項」を「第三十八条第七項」に、「第三十八条」を「第三十七条の二」に改め、同条第四項中「第三十九条の二第二項」を「第三十七条の四第二項」に改め、同条第六項中「第三十九条の五第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第六十一条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。第六十一条の三第一項中「建物及びその附属設備にあつては」を「政令で定める規模のものに限るものとし、建物及びその附属設備にあつては」に改める。

第六十二条第一項中「法人税法第二条第五号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十二条の三第四項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同項第十二号を削り、同項第十一号中「地域」を「区域」に、「第九号」を「第十号」に、「第十三号」を「次号」に改め、同項第十二号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第十三号中「都市計画区域」を「都市計画区域のうち政令で定める区域」に改め、及び次号を削り、第八号の二を「第九号」に改め、同項第十四号中「開発許可」を「都市計画法第二十九条第一項の許可」に、「当該死亡した」を「その死亡した」に、「同項」を「第七項」に、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十五号中「当該死亡した」を「その死亡した」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第十六号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第五項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十三条第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。第六十五条の七第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五号」を「第四号」に改め、「は、当該買換資産」の下に「(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。)」を加え、「第二号」を「第一号」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同項の表の第一号を削り、同表の第二号の上欄中「区域」の下に「イ又はロに掲げる区域にあつては、令和二年四月一日前に当該区域となつた区域を除く。」を加え、「建物」の下に「(その附属設備を含む。以下この表及び第十四項において同じ。)」を加え、同号の下欄中「航空機騒音障害区域以外の地域内」を「上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内(国内に限る。以下この号において同じ。)」に、「市街化区域」を「都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号の上欄中「既成市街地等及びこれに類する区域として政令で定める区域」を「次に掲げる区域(イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。)」に改め、同欄に次のように加える。

- イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地
ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域
ハ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条第三項に規定する政令で定める区域

二 イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域
第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄中「上欄に掲げる区域」を「既成市街地等」に改め、同号を同表の第二号とし、同表の第三号の上欄中「所有期間」の下に「その取得をされた日の翌日からこれらの資産の譲渡をされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号の上欄中「満たないもの」の下に「建設業その他の政令で定め

る事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。」を加え、同号を同表の第四号とし、同条第四項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第九項中「第五号」を「第四号」に改め、「は、当該買換資産」の下に「(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。)」を加え、同条第十二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十四項中「第四号」を「第三号」に、「地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域(第二号において「集中地域」という。以下「以外の」を「第一号に掲げる」に、「次の各号」を「第二号若しくは第三号」に改め、「とき」の下に「、又は法人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある本店資産(当該法人の本店又は主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下この項において同じ。)」に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第三号の下欄に掲げる資産が第一号に掲げる地域内にある本店資産に該当するとき」を加え、「その」を「これらの」に改め、「かわらず」の下に「当該資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ」を加え、同項第一号中「第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの」を「第五条第四項第五号イに規定する集中地域(次号において「集中地域」という。以下の地域」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「前号」を「次号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの 第一項に規定する計算した金額の百分の七十(その譲渡をした資産及び取得をした資産のいずれもが本店資産に該当する場合)には、百分の六十)に相当する金額

第六十五条の七第十六項第二号中、「第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。第六十五条の八第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五号」を「第四号」に、「第二号」を「第一号」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同条第二項第二号及び第四項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第七項中「第五号」を「第四号」に改め、「同項」の下に「買換資産(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。)」とあるのは「買換資産」と「を加え、あるのは」を「あるのは」に改め、同条第八項中「第五号」を「第四号」に改め、「同条第九項中」の下に「買換資産(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。)」とあるのは「買換資産」と「を加え、あるのは」を「あるのは」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十八項中「第四号」を「第三号」に改める。

第六十五条の九中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二号中「取得を」の下に「し、同項及び同条第九項の届出を」を加える。

第六十六条の二第二項中「満たない場合」の下に「並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社(同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となつた株主のうち同号に規定する同族会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとしした場合においても同号に規定する同族会社となるものに限る。)」に該当する場合」を加える。

第六十六条の五の二第二項第三号ロ中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。

第六十六条の六第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係会社(特定外国関係会社)」を「部分対象外国関係会社(当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの(次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。))」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社

第六十六条の六第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の項を加える。

12 第一項各号に掲げる内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第六十六条の七第四項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に、「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第十項中「第七号」を「第七条第一項」に改め、同条第十三項各号中「第三章」を「第二章第二節」に改める。

第六十六条の九の二第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係法人(特定外国関係法人)」を「部分対象外国関係法人(当該部分対象外国関係法人のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの(次項において「添付不要部分対象外国関係法人」という。))」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係法人  
第六十六条の九の二第五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 特殊関係株主等である内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第六十六条の九の三第三項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第八項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に、「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第九項中「第七号」を「第七条第一項」に改め、同条第十二項各号中「第三章」を「第二章第二節」に改める。

第六十六条の十一第一項第五号中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。  
第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の五を第六十六条の十一の四とする。

第六十六条の十三の見出しを「(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)」に改め、同条第一項中「第十三項」を「第二項」に改め、「こと」の下に「又はその取得(購入による取得に限る。))により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるものであること」を加え、「百億円を超える場合には、百億円」を「次の各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該金額」に改め、「特別新事業開拓事業者別」の下に「及び次の各号に掲げる特定株式の種類別」を加え、同項に次の各号を加える。

一 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(以下この条において「増資特定株式」という。) 五十億円

二 前号に掲げる特定株式以外の特定株式 二百億円

第六十六条の十三第二項第二号中「一部」の下に「(当該特定株式が増資特定株式でない場合には、当該特定株式の全部)」を加え、同条第六項中「及び第十四項」を「、第十一項及び第十五項」に改め、同条第九項中「及び第十四項」を「、次項及び第十五項」に改め、同条第二十項中「第十項まで又は第十四項」を「第九項まで、第十一項又は第十五項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「算入された金額」の下に「増資特定株式に係る部分の金額に限る。」を加え、第十項又は第十四項を「第十一項又は第十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第五十五条第一項」の下に「又は第五十六条第一項」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同

条第十一項を削り、同条第十項中「前項の」を「第九項の」に改め、同項第一号中「まで」の下に「又は第八号」を、「より当該特定株式」の下に「(増資特定株式に限る。))」を加え、同項第三号中「場」の下に「(前項に規定する財務省令で定める場合を除く。))」を加え、同項第四号中「より」の下に「(当該特定株式(増資特定株式に限る。))を発行した法人が」を加え、同項第五号中「定める金額」の下に「(前項に規定する財務省令で定める場合には、当該合計額)」を加え、同項第八号中「前項」を「前二項」に改め、「より当該特定株式」の下に「(増資特定株式に限る。))」を加え、同項を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 当該設定法人が第一号に規定する特定株式(増資特定株式を除く。))を発行した法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有しないこととなつた場合(第二号に該当する場合を除く。)) その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

第六十六条の十三第三項第一項とし、同項の次に次の一項を加える。  
第六十六号の各号に掲げる特別勘定の金額については、当該各号に定める規定は、適用しない。  
12 第一項の特別勘定に係る増資特定株式のうちその取得の日から三年(令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年)を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額 第二項から第九項まで及び前項の規定

二 第一項の特別勘定に係る特定株式(増資特定株式を除く。))のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額 第九項の規定  
第六十六条の十三第九項の次に次の一項を加える。

10 第一項の特別勘定を設ける法人(以下この項において「設定法人」という。))の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定株式(増資特定株式を除く。))に係る特別勘定の金額のうち当該特定株式の取得の日から起算して五年を経過した日を含む当該特定株式を発行した法人の法人税法第十三条第一項に規定する会計期間の末日が到来したもの(以下この項において「五年経過特別勘定の金額」という。))がある場合(当該末日を含む当該設定法人の事業年度以前の各事業年度について、当該特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合を除く。))には、当該五年経過特別勘定の金額は、当該末日を含む当該設定法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第七項、第八項及び第十五項の規定は、適用しない。

第六十七條の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。  
第六十七條の十五第一項中「第一号」の下に「及び第七項」を加え、同条第七項中「第一項第一号(1)に該当するものである」を「その投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている」に、「同項第二号」を「第一項第二号」に改める。

第六十七條の十七第九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。  
第六十八條の二の二を次のように改める。

(認定株式分配に係る課税の特例)  
第六十八條の二の二 産業競争力強化法第二十三条第一項の規定を令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた法人が行う法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配が認定株式分配(当該認定に係る産業競争力強化法第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従つてする同法第三十一条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。))に該当する場合(この項の規定を適用しないものとした場合に当該認定株式分配が法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配に該当する場合を除く。))における同法その他の法令の規定の適用については、同条第十二号の十五の二中「の全部が移転する」とあるのは「が移転する」と、同条第十二号の十五の三中「完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの(当該」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の二の二第一項(認定株式分配に係る課税の特例)に規定する認定株式分配で当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数(出資にあつては、金額)の当該完全子法人の発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が百分の二十未満となることその他の政令で定める要件に該当するもの(当該完全子法人の」とする。

第六十八條の二の二 産業競争力強化法第二十三条第一項の規定を令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた法人が行う法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配が認定株式分配(当該認定に係る産業競争力強化法第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従つてする同法第三十一条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。))に該当する場合(この項の規定を適用しないものとした場合に当該認定株式分配が法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配に該当する場合を除く。))における同法その他の法令の規定の適用については、同条第十二号の十五の二中「の全部が移転する」とあるのは「が移転する」と、同条第十二号の十五の三中「完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの(当該」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の二の二第一項(認定株式分配に係る課税の特例)に規定する認定株式分配で当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数(出資にあつては、金額)の当該完全子法人の発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が百分の二十未満となることその他の政令で定める要件に該当するもの(当該完全子法人の」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における法人税法その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の三の四第一項中「から第五十七條の五まで」を、「第五十七條の五」に改める。

第六十八條の五中「令和五年三月三十一日」を「第二章第三節第三款」に改める。

第六十九條の五第一項中「の価額」の下に「当該選択特定計画山林が同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける贈与により取得したものである場合には、当該価額から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（第七十條の三の二第一項の規定を含む。）による控除をした残額」を加える。

第七十條の二第六項中「第三十六條の」を「第三十七條の」に改め、同項第五号中「第三十六條第一項」を「第三十七條第一項」に改める。

第七十條の二の二第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号イ中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第六項中「第十四項第五号」を「第十六項第五号」に改め、同条第九項中「及び第二十一項」を「第十五項第一号及び第二十三項」に改め、同条第十項中「第十二項第三号」を「第十二項第一号及び第三号」に改め、同条第十二項中「この項、次項及び第十八項第三号」を「この条」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、その届出を受けた取扱金融機関の営業所等は、当該贈与者が死亡した日及び同日における非課税拠出額から教育資金支出額（第二十一項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号口に掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。）を控除した残額として政令で定める金額（以下この項及び第十七項において「管理残額」という。）を記録しなければならない。

第七十條の二の二第二項第二号中「当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額（第十九項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号口に掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。）を控除した残額」として政令で定める金額（以下この項及び第五項において「及び」という。）を削り、「次号及び同項」を「第十七項」に改め、同項第三号中「により相続により取得したものとみなされた日」を「の適用があつたことを知つた場合には、その適用に係る」とに改め、「及び当該贈与者が死亡した日」を削り、同条第十三項中「限る」の下に「第十五項において二十三歳未満である場合等」というを加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該贈与者から相続又は遺贈（当該贈与者からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項（第七十條の二の六第一項、第七十條の二の七第一項（第七十條の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十條の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した全ての者に係る前項第二号の規定の適用がないものとした場合における相続税の課税価格の合計額（次項、第十五項第一号及び第二十項第四号において「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」という。）が五億円を超えるときは、この限りでない。

第七十條の二の二第十三項第三号中「次項」を「第十六項」に改め、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十四項」を「第十六項」とし、「第十三項、第十五項及び第十六項」を「から第十五項まで、第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「同項第一号」の下に「又は第四号」を、「記録」の下に「第十二項第三号の規定による記録を含む。」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項に次の一号を加える。

四 当該受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が、国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正若しくは同法第二十五条の規定による決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により五億円を超えることとなること又は五億円以下となること。

第七十條の二の二第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「第十四項第四号」を「第十六項第四号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項第四号」を「第十六項第四号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号（第四号を除く。）に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号（第四号を除く。）に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

二 第七十條の二の五の規定の適用については、当該残額は、同条第三項に規定する一般贈与財産とみなす。

第七十條の二の二第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項に次の二項を加える。

14 前項ただし書の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額は、国税通則法第七十條第一項若しくは第三項又は相続税法第三十六條の規定により国税通則法第五十八條第一項第一号イに規定する更正決定等を行うことができないこととなる日前に相続税額の計算の基礎となつた財産の価額及び債務の金額を基準として計算するものとする。

15 第十三項の受贈者が二十三歳未満である場合等に該当した場合において、同項の贈与者の死亡に係る相続税法第二十七條第一項の規定による期限内申告書の提出期限を経過したときは、次に定めるところによる。

一 当該受贈者は、速やかに、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が五億円を超えるかどうかを確認するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの（電磁的記録を含む。）以下この項において「確認書類等」という。）を取扱金融機関の営業所等に提出又は提供をしなければならない。

二 前号の取扱金融機関の営業所等は、同号の確認書類等に記載又は記録がされた事項に基づき、第十二項第二号の規定の適用を受けた者について、同項第三号の規定による記録をしなければならない。

三 第一号の取扱金融機関の営業所等は、財務省令で定めるところにより、同号の確認書類等を保存しなければならない。

第七十條の二の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

二 第七十條の二の五の規定の適用については、当該残額は、同条第三項に規定する一般贈与財産とみなす。

第七十條の三第六項中「第三十六條の」を「第三十七條の」に改め、同項第四号中「第三十六條第一項」を「第三十七條第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例）

第七十條の三の二 令和六年一月一日以後に相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）がその年中において同条第五項に規定する特定贈与者（第三項において「特定贈与者」という。）からの贈与により取得した財産に係るその年の贈与税については、同法第二十一条の十一の二第一項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格から百十万円を控除する。

2 前項の規定により控除された金額は、相続税法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定の一適用については、相続税法第二十一条の十一の第二項の規定により控除されたものとみなす。

3 第一項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。

(相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例)

第七十条の三の三 相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者(第三項において「相続時精算課税適用者」という。)が同条第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、当該贈与を受けた日から当該特定贈与者の死亡に係る同法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出期限までの間に災害(震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。)によつて相当の被害として政令で定める程度の被害を受けた場合(当該相続時精算課税適用者(同法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定により当該相続時精算課税適用者に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の同法第二十一条の十七第一項に規定する相続人を含む。第三項において同じ。)が当該土地又は建物を当該贈与を受けた日から当該災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。)において、当該相続時精算課税適用者が、政令で定めるところにより贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける同法第二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定の適用については、同法第二十一条の十五第一項中「価額から」とあるのは「価額(当該財産のうち租税特別措置法第七十条の三の三第一項(相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例)に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物)にあっては、同項の規定により読み替えて適用する第二十一条の十五第一項又は第二十一条の十六第三項第二号に規定する残額」とする。

3 前二項の規定は、相続時精算課税適用者が第一項の土地又は建物について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第四条又は第六条第二項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、適用しない。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第三項第二号中「前条第一項」を「第七十条の三第一項」に改める。

第七十条の六の八第二項第三号口、第七十条の七第二項第五号口及び第七十条の七の五第二項第八号口中「第二十一条の十二及び」を「第二十一条の十一の二から」に、「の規定を」を「までの規定(第七十条の三の二の規定を含む)」に改める。

第七十条の七の九第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「第七十条の七の十二第二項」を「第七十条の七の十二」に改め、同条第十四項中「又は同項」を「若しくは同項」に、「又は第六項」を「若しくは第六項」に、「場合」を「場合又は当該認定医療法人の認定移行計画の変更(移行期限に係るものに限る。)」について、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定を行つた場合」に、「当該受贈者又は」を「当該受贈者若しくは」に、「生じた」を「生じた旨又は当該変更について当該認定を行つた」に改める。

第七十条の七の十第一項及び第七十条の七の十一第二項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の十二第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第十四項中「規定は」の下に「厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が」を加え、「又は同項」を「若しくは同項」に改め、「厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が」を削り、「知つた」を「知つた場合又は当該認定医療法人の認定移行計画の変更(移行期限に係るものに限る。)」について、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行つた」に、「同項中「第一項」とあるのは「」を「第七十条の七の九第十四項中「第一項」とあるのは「」に、「第五項又は」を「第五項若しくは」に改める。

第七十条の七の十三第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の十四第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項第四号中「第三十六条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改める。

第七十条の十三第四項第一号中「第七十条の二の二第十七項」を「第七十条の二の二第十九項」に改め、同項第二号及び第三号中「第七十条の二の二第二十一項」を「第七十条の二の二第二十三項」に改める。

第七十二条第一項及び第七十七条中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七十八条及び第八十条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八十条の三第一項、第八十三条及び第八十三条の二の二中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二の三並びに第八十三条の三第一項及び第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第一号中「次号」を「同号」に改める。

第八十五条第二項中「譲渡に係る」の下に「対価の額」を、「対価の額」の下に「をいう。第八十六条の六第一項において同じ。」を加える。

第八十六条第一項中「。以下この条」を「。以下この項及び次項並びに第八十六条の六第三項」に改める。

第八十六条の二第二項ただし書中「の規定の適用があつた」を「(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用により消費税が徴収された」に改め、同条第三項中「及び第五項並びに」を「から第六項まで及び」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

第八十六条の四第一項中「次条」の下に「及び第八十六条の六」を加える。

第八十六条の五第一項中「事業者をいう。以下この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第六項中「若しくは」の下に「課税貨物」を、「課税貨物」の下に「をいう。次条において同じ。」を加える。

第六章第一節中第八十六条の六を第八十六条の七とし、第八十六条の五の次に次の一条を加える。

(カジノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第八十六条の六 消費税法第三十条第一項の規定は、認定設置運営事業者(特定複合観光施設区域整備法第二条第九項に規定する認定設置運営事業者をいい、消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。次項及び第四項において同じ。)が、国内(同法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。次項及び第四項において同じ。)において行う課税仕入れ(同法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいい、特定課税仕入れ(同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。)に該当するものを除く。次項及び第四項において同じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取

第七十条の七の十二第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第十四項中「規定は」の下に「厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が」を加え、「又は同項」を「若しくは同項」に改め、「厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が」を削り、「知つた」を「知つた場合又は当該認定医療法人の認定移行計画の変更(移行期限に係るものに限る。)」について、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定を行つた場合」に、「当該受贈者又は」を「当該受贈者若しくは」に、「生じた」を「生じた旨又は当該変更について当該認定を行つた」に改める。

第七十条の七の十第一項及び第七十条の七の十一第二項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。





特定品目前年度課税移出数量	割合	割合
四百キロリットルを超え千キロリットル以下	百分の八十	百分の八十五
千キロリットルを超え千三百キロリットル以下	百分の九十	百分の九十二・五
	百分の九十五	百分の九十六・二五
	百分の八十	百分の九十
	百分の九十	百分の九十五
	百分の九十五	百分の九十七・五
千三百キロリットル超	百分の八十	百分の九十五
	百分の九十	百分の九十七・五
	百分の九十五	百分の九十八・七五

3 第一項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

- 一 その年度の前年度の末日において常時使用する従業員の数が三百人を超える個人
- 二 その年度の前年度の末日において資本金の額又は出資金の額が三億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三百人を超える法人（次号及び第四号において「特定大法人」という。）
- 三 その年度の前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人

四 その年度の前年度の末日において、法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなるときの当該法人（前号に掲げる法人を除く。）

五 酒税法第七條第一項の規定により製造免許を受けている者以外の者

六 酒税法第七條第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて同条第一項の規定により製造免許を受けている者であつて、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者

七 その年度の前年度の末日以前二年内において酒税の滞納処分を受けた者

八 酒税法第十條第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者

九 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十四條第二項又は第八十六條の四の規定による命令に違反した者

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 承認酒類製造者 酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものとして、製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。次項及び第七項において同じ。）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた酒類製造者をいう。
- 二 完全支配関係 一の者が法人の発行済株式若しくは出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

5 前項第一号の承認を受けようとする者は、その者の住所及び氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、酒類業の健全な発達に資するために必要な取組としてその者の酒類製造業に係る経営基盤の強化のための技術の向上その他の政令で定めるものについての計画

期間、目標、その目標を達成するための措置その他の財務省令で定めるものを記載した書面（次項から第八項までにおいて「事業計画書」という。）を添付して、製造場の所在地を所轄する税務署長に申請しなければならない。

6 税務署長は、前項の申請があつた場合においては、当該申請があつた日の翌日から起算して三月以内に、当該申請の承認をし、又は当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請の却下をする。

- 一 前項の申請書又は事業計画書に不備又は不実の記載があると認められる場合その他これらに類する場合
- 二 第八項の規定により承認を取り消された日から一年を経過するまでの者である場合
- 三 当該申請前二年内において酒税の滞納処分を受けた者である場合
- 四 第三項第八号又は第九号に掲げる者である場合

7 承認酒類製造者が事業計画書に記載した目標の達成状況その他の財務省令で定める事項を記載した書面をその年度（以下この項及び次項において「対象年度」という。）の翌年度の五月三十一日までに製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しない場合には、当該対象年度については、第一項の規定は、適用しない。ただし、同日までに当該書面の提出がなかつたことにつき当該税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、同日後に当該書面の提出があつたときは、この限りでない。

8 承認酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第六項の承認をした税務署長は、当該各号に定める日に遡つて、その承認を取り消すことができる。

- 一 前項に規定する書面に偽りの記載をして提出した場合 当該書面に係る対象年度の初日
- 二 事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる場合 事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる期間の初日
- 三 酒税の滞納処分を受けた場合 当該滞納処分を受けた日
- 四 第三項第八号若しくは第九号に掲げる者に該当することとなつた場合又は第六項第一号に規定する場合 これらの場合に該当することとなつた日

9 前各項に定めるもののほか、相続その他の理由により酒類の製造免許に係る製造業の全部又は一部を承継した者の前年度課税移出数量の計算及び第四項第一号の承認に関する手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七條の四を次のように改める。

**第八十七條の四 削除**

第八十七條の六第二項ただし書及び第三項ただし書中「の規定の適用があつた」を「第六項において準用する場合を含む。」の規定の適用により酒税が徴収された」に改め、同条第四項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改め、同条第五項中「ものとし、これらの者が判明しない場合には、当該酒類を譲り受けた者又は当該所持をした者とする」を「。次項において同じ」に改め、同項ただし書中「があつた」を「により酒税が徴収された」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に、「第十四項」を「第十五項」に、「第八條第七項」を「第八條第八項」に、「係る第七項」を「係る第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「第九項又は第十項」を「第十項又は第十一項」に改め、同条第二号中「第八條第六項」を「第八條第七項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項本文」を「第五項本文又は前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する酒類の譲渡等がされたときは、当該酒類を譲り受けた者（同項本文に規定する所持をした者を含む。）は、当該酒類を譲り渡した者と連帯して当該酒類の譲渡についての第一項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を納付する義務を負う。この場合における酒税の徴収については、前項の規定を準用する。

第八十八條の二第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。  
第八十九条第四項ただし書中「昭和二十二年法律第七十五号」を削る。  
第九十条の三の三第一項及び第九十条の三の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。  
第九十条の四の三第一項中「電気事業法」の下に「昭和三十九年法律第七十号」を加える。  
第九十条の六第一項及び第九十条の六の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の八中「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に、「一万三千円」を「一万八千円」に改める。  
第九十条の八の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「六千五百円」を「九千円」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「九千七百五十円」を「一万三千五百円」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第二項第一項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第二号口中「道路運送車両法」を「車両総重量が三・五トンを超える自動車のうち、道路運送車両法」に、「自動車」を「ものに」に改め、同項第四号イ(2)中「この号」の下に「及び第六号二(2)」を加え、イ(2)を「以上(令和七年四月三十日まで)の間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に」に、「数値以上」を「数値以上」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第四号ハ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第二項第四号ニ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第四号ニ(2)中「平成二十七年以降」を「令和四年度以降」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百十五」を「以上」に、「百分の百二十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に、「以上」を「以上」に改め、同項第五号ロ中「が、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率以上(令和七年四月三十日まで)の間は、」を加え、「数値以上」を「数値以上」に改め、同項第六号イ(1)中「又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)を削り、同号イ(2)中「エネルギー消費効率」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率以上(令和七年四月三十日まで)の間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上」であり、かつ、」を加え、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第二項第六号ハを削り、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第二項第六号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハとし、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第三項第三号ハ(2)において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。以上(令和七年四月三十日まで)の間は、エネルギー消費効率を基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(同号ハ(2)及び第四項第三号ロ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に、「以上」を「以上」に改め、同号ホを同号ニとし、同条第二項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ロ(1)を次のように改める。  
第九十条の十二第二項第一号ハ(1)を次のように改める。  
第九十条の十二第二項第一号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上」に、「百分の百二十」を乗じて得た数値以上」を「令和四年度基準エネルギー消費効率以上」に改め、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。  
第九十条の十二第二項第一号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。  
第九十条の十二第二項第二号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ及びホを削り、同条第三項中「又は第九十条の第十四第一項」を削り、令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の九十(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十七)に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第二項第二号ロ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号ハ(1)を次のように改める。  
第九十条の十二第三項第一号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニ(1)を「百分の九十五」に改め、同号ニ(2)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニ(1)を「百分の九十五」に改め、同号ニ(2)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号(二)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同項第二号口中「百分の七十五」を「百分の九十(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十)」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十)を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第三項第三号口(1)を次のように改める。

- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- 第九十条の十二第三項第三号口(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に改め、同号ハを削り、同号ニ(2)中「エネルギー消費効率が」の下に「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五(令和七年四月三十日までの間は、)を加え、百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、令和三年五月一日から令和五年四月三十日までを「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、「の間」の下に「第三号口に掲げる検査自動車にあつては、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間」を加え、同項第一号イ(2)中「百分の六十」を「百分の八十(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)」に改め、同号口(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第一号口(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に改め、同号に次のように加える。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号口中「百分の六十」を「百分の八十(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)」に改め、同項に次の一号を加える。

三 次に掲げる軽油自動車

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第五項中「同項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車にあつては、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上である」を「次の各号に掲げる検査自動車にあつては、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上である検査自動車

二 第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和七年五月一日から令和八年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上である検査自動車

第九十条の十二の第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第七項中「前三項」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三項後段の規定の適用を受けた第二項の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第九十条の十二の第三項後段(自動車重量税の納付の事実の確認等の特例)の規定による自動車重量税」とする。

第九十条の十四の見出し中「車両安定性制御装置等」を「側方衝突警報装置等」に改め、同条第一項を次のように改める。

車両総重量が八トンを超える貨物自動車(被牽引自動車を除く。次項及び第三項において同じ。)であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第三項において「衝突被害軽減制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(第三項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合する検査自動車(第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。))のうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を装備したものと財務省令で定めるものについて令和五年五月一日から令和六年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合及び第九十条の十一第一項の規定により自動車重量税の納付を受ける場合及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項(第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項)の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

第九十条の十四第二項を削り、同条第三項中「(被牽引自動車を除く。)」を削り、「(第一項)」を「(前三項)」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 専ら人の運送の用に供する自動車(財務省令で定めるものに限る。))又は車両総重量が三・五トンを超える貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合する検査自動車(第一項又は第九十条の十二第二項若しくは第三項の規定の適用があるものを除く。))のうち、衝突被害軽減制御装置を装備したものと財務省令で定めるものについて令和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七條第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項(第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七條第一項)の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

(税理士法の一部改正)

第十一条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第五条第一項第一号イ中「及び第四十六条」を「、第四十六条及び第五十四条の二第一項」に改める。